

議案第 58 号

沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 8 月 27 日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市福祉医療費支給に関する条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「当該保険外併用療養費を控除した額（入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該保険外併用療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

第2条第3項第4号中「当該療養費を控除した額（入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

第2条第4項中「並びに同法」を「、同法」に、「並びに柔道整復師法」を「、柔道整復師法」に改め、同条第5項中「給付」を「支給」に改める。

第4条を次のように改める。

(受給資格の認定等)。

第4条 支給対象者は、福祉医療の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その資格について認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要と認めた場合は、支給対象者の保護者、養育者、配偶者等で、支給対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が支給対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の申請に基づく認定を行ったときは、受給資格者証を有効期間を付して交付するものとする。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「給付」を「支給」に改め、同条中「申請しなければならない」を「申請するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、福祉医療費の

額を決定し、当該額を申請者に支給するものとする。

第7条を第8条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（福祉医療費の支給）」に改め、同条中「市長は」を「第6条第1項の規定に基づき、受給資格者が医療機関等で受給資格者証を提示して医療又は施術を受けたときは、市長は」に、「保険医療機関等」を「医療機関等」に、「一部負担金を給付」を「一部負担金を福祉医療費として支給」に改め、同条ただし書中「並びに」を「及び」に、「残額を給付」を「残額を支給」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、療養の給付を行った医療機関等が、受給資格者から徴収するべき一部負担金を徴収しなかった場合は、当該医療機関等に福祉医療費を支払うことができる。
- 3 前項の規定による福祉医療費の支払は、医療機関等からの請求に基づいて行うものとする。
- 4 市長は、前項に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該医療機関等へ、当該受給資格者が当該医療機関等へ支払うべき一部負担金を支払うものとする。
- 5 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（受給資格の更新）

第5条 前条の規定により受給資格者証の交付を受けた支給対象者は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、資格の更新について市長に申請（以下「更新申請」という。）を行い、認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により更新申請があつた者について支給対象者であると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合にあっても、また同様とする。
- 3 市長は、前項の規定により、有効期間の更新を行ったときは、新たな受給資格者証を更新後の有効期間を付して交付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者証の交付を受けた者に係る受給資格が有効期間の満了後においても明らかであると認めるときは、第1項の規定による更新申請がない場合であっても、有効期間の更新を行うことができる。

（受給資格者証及び減額認定証の提示）

第6条 受給資格者は、医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、電子資格確認又は被保険者証等の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事情により被保険者資格を確認できない者であって受給資格者であることが明らかな者については、この限りでない。

2 受給資格者のうち、第3条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する支給対象者が、同条第5項第1号及び第2号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、減額認定証の提示により、食事療養費標準負担額の減額に係る認定を受けていることの確認を受けなければならない。

第2条 沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「電子資格確認」を「電子資格確認等」に改め、同条に次の1項を加える。

9 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第51条の3第1項に規定する書面又は同条第2項の規定により同条第1項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものという。

第3条第5項中「を提示」を「の提示又は電磁的方法による表示を」に改める。

第6条第1項中「電子資格確認又は被保険者証等の提示」を「電子資格確認等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法」に改め、同条第2項中「提示」を「提示又は電磁的方法による表示」に改める。

(沼田市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 沼田市国民健康保険条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(沼田市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。